

令和3年度奈良地方最低賃金審議会

第1回 奈良県最低賃金専門部会 議事録

開催日時：令和3年7月19日（月）

午後3時00分～

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 伊東眞一、下山 朗、山口宣恭

労働者代表委員 北尾 亮、松田拓実、山本 勝

使用者代表委員 上村賢司、当麻和重、西田雅彦

事務局 恒吉労働基準部長、藤本賃金室長、上林室長補佐

2 審議事項

- (1) 奈良県最低賃金専門部会会長及び部会長代理の選出について
- (2) 奈良県最低賃金専門部会の運営規程等について
- (3) 専門部会の進め方について
- (4) 専門部会の審議日程について
- (5) 関連資料について
- (6) 令和3年度 地域別最低賃金額改定の目安について
- (7) 奈良県最低賃金の審議（金額審議）について
- (8) その他

3 主要経過・審議結果

【上林補佐】

それでは、「第1回奈良県最低賃金専門部会」を始めさせていただきます。

本日の審議会は公開として開始させていただきます。

まず、定足数でございますが、本日は全員出席していただいておりますので、最低賃金審議会令の規定によって定足数は満たされておりますことをご報告させていただきます。

【藤本室長】

引き続きのご審議で本当にお疲れ様でございます。座ってのお話で失礼させていただきます。

皆様方におかれましては、今年度の奈良県最低賃金専門部会の委員といたしまして、令和3年7月15日付で奈良労働局長から任命させていただきました。

お手元に辞令を置いておりますのでご確認ください。

本日は、第1回の専門部会となりますので、このあと部会長及び部会長代理を選出するまでの間、議事の進行につきましては、慣行といたしまして事務局で担当させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事に先立ちまして、労働基準部長の恒吉からご挨拶を申し上げます。

【恒吉労働基準部長】

労働基準部長の恒吉でございます。

委員の皆様にはご多用のところ奈良県最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただき、また、本日もご出席を賜り、誠にありがとうございます。

去る6月24日の本審におきまして、奈良労働局長鈴木から奈良地方最低賃金審議会の伊東会長様あて「奈良県最低賃金の改正決定」について諮問させていただいたところでございます。

皆様には「中央最低賃金審議会」から示された最低賃金改定の目安を参考に、県内の実情や新型コロナウイルス感染症による県内経済及び県内の中小企業・小規模事業場への影響なども踏まえ、ご審議いただきますようお願いいたします。

また、第2回本審におきまして奈良労働局長の鈴木からお詫び申し上げました賃金改定状況調査の結果誤りにつきまして、私どもといたしましても、改めて統計調査の重要性を認識し、適正な統計調査の実施、委員の皆様への適切な資料の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

各委員の皆様にはお暑い中、大変ご多用の中お時間を頂戴することとなり、誠に恐縮ではございますが、ご審議のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、「第1回専門部会」の開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【藤本室長】

それでは、続きまして奈良県最低賃金専門部会委員をご紹介します。お手元の資料No.1「奈良地方最低賃金審議会専門部会委員名簿」をご覧ください。名前を読み上げさせていただきますとさせていただきます。

奈良県地方最低賃金審議会
奈良県最低賃金専門部会委員名簿

公益委員

伊東 眞一 委員
下山 朗 委員
山口 宣恭 委員

労働者代表

北尾 亮 委員
松田 拓実 委員
山本 勝 委員

使用者代表

上村 賢司 委員
当麻 和重 委員
西田 雅彦 委員

委員の皆様方、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議題(1)「奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会長及び部会長代理の選出について」審議をしたいと思ひます。

専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法（法第 25 条第 4 項において準用する法第 24 条）の定めるところによりまして「公益を代表する委員の中から委員が選出する」ことになっております。

ご意見がございましたら、お伺ひしたいと思ひますがいかがでございますか。

特にご意見がないようでしたら、事務局からの提案といたしまして、例年、本審の会長が部会長に、そして会長代理が部会長代理に、それぞれご就任いただいておりますので、本年度におきましても、本審の会長である伊東委員に部会長を、会長代理の下山委員に部会長代理をお願いしてはと考へておりますが、委員の皆様いかがでございますでしょうか。

【異議なし】

【藤本室長】

異議なし。ありがとうございます。それでは、伊東委員、下山委員お願いしてもよろしいでしょうか。

【伊東委員】

部会長を引き受けさせていただきます。

【下山委員】

そういうことでありましたらお引き受けします。

【藤本室長】

ありがとうございます。部会長は伊東委員に、部会長代理は下山委員にお願いすることといたします。

そうしましたら、以後の議事進行につきましては、伊東部会長にお願いいたします。

【伊東部会長】

部会長を務めることになりました伊東でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。皆様のご協力のもと奈良県最低賃金専門部会を円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、重ねましてよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事を進行いたします。

議題(2)「奈良県最低賃金の運営規程等について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

【藤本室長】

それでは、「運営規程の改正案」と「傍聴規程」についてご説明いたします。

まず、運営規程の改正案です。資料No.2をご覧ください。

各労働局では、地方最低賃金審議会運営規程を作成し、審議会を運営しておりますが、各専門部会も本審と同様に、運営規程を作成し、運営しております。

資料No.2の1頁目と2頁目は令和元年7月に改正された現行の運営規程でございます。

3頁目と4頁目が新旧対比表となっております、右側が現行規程の内容、左側の赤字箇所が改正案の内容でございます。

5頁目と6頁目は改正内容の溶け込み版となっております。

本件運営規程を改正する理由、内容は二つございます。

一つ目ですが、専門部会は本来、委員の皆様方に会場までご参集いただき開催するものですが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、万が一の場合にあっても、リモート形式により専門部会を開催できるようその根拠を規定するものでございます。

改正内容である運営規程の第4条を読み上げます。

「第1項 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。第2項 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項(第6条第6項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含めるものとする。」以上でございます。

また、改正の内容、理由の二つ目ですが、専門部会は従来、審議会令第3条第7項の「その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」という規程に基づき、当該年度内の本審におきまして、「専門部会を解散する」旨議決を行ってきたところでございますが、令和元年度における特定最低賃金専門部会が、当該年度内の本審、具体的には令和2年3月開催予定だった本審ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、開催中止になりました。

このため、令和2年度の第1回本審で令和元年度の専門部会の廃止を議決するという事態に陥りました。

そこで、このような事態にならないため、新規に「専門部会の廃止」規程を運営規程第9条に盛り込むこととしました。これにより、専門部会は当該最低賃金の異議申出期間の満了をもって廃止することになります。

なお、この新条文の挿入により、既存の第9条以降の条文を後ろに1条ずつずらすことに改めます。

新しい運営規程第9条を読み上げます。

「専門部会はこの専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了した時をもって、これを廃止する」以上でございます。

続きまして資料No.3「奈良県最低賃金専門部会 傍聴規程」をご覧ください。これは奈良県最低賃金専門部会を公開するにあたりまして、その際に必要な事項を定めたものでございます。内容につきましては昨年と同様であり、変更点はございません。

内容の変更を提案しております「運営規程の改正案」につきまして、ご審議をお願いいたします。以上でございます。

【伊東部会長】

ありがとうございます。それでは、事務局からの説明に対し、ご意見、ご質問はございますか。

それでは、「運営規程の改正案」につきましてこれを承認することとし、お手元の資料No.2の「案」を削除し、附則の施行期日を本日令和3年7月19日とご記入ください。

それでは、続きまして、議題(3)「専門部会の進め方について」に入りたいと思います。

専門部会では奈良県最低賃金額の審議を行います。特に、金額審議の際には各委員会の率直な意見交換が行われることが重要です。

奈良県最低賃金専門部会運営規程の第6条では、専門部会は原則「公開」となっておりますが、運営規程第6条但し書きには、公開することにより委員の率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、「非公開」にすることができるとされております。

開始からここまでの議事進行は「公開」で行ってきましたが、委員の率直な意見交換、意思決定の中立性を確保するため、運営規程第6条但し書きを適用し、「本日この後の『金額審議』以降の審議及び今後開催する専門部会」はすべて「非公開」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご意見等もないようでございますので、「本日この後の『金額審議』以降の審議及び今後開催する専門部会」は「非公開」といたします。

傍聴人の方には大変申し訳ございませんが、金額審議の前になりましたら、声をお掛けいたしますので、その時は速やかな退室にご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

また、運営規程第7条第2項により、「金額審議以降」の議事録は「非公開」とします。

なお、議事録は「非公開」ではありますが、作成する必要があるため運営規程第7条第1項に基づきまして、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

署名人は、私のほかに、労働者側は北尾委員、使用者側は上村委員よろしくお願い申し上げます。

次に、金額審議の進め方についてですが、例年どおり「公益委員と労働者側委員」、「公益委員と使用者側委員」というように個別審議で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、例年どおり「個別審議」にて進めさせていただきます。

それでは、次に議題(4)「専門部会の審議日程について」の審議に入ります。これについて事務局から説明をお願いいたします。

【藤本室長】

それでは、令和3年度奈良県最低賃金専門部会の審議日程をご説明します。机上配付しております、「令和3年度 奈良地方最低賃金審議会専門部会日程(案)【6月～8月】」ということでご覧ください。

10月1日発効目指して作成しました日程(案)でございます。

具体的な日時の説明は省略させていただきますが、本日7月19日から8月5日までの間に、予備を含めまして計5回の開催予定となっております。

委員の皆様方におかれましては、非常にタイトなスケジュールでのご審議となりますが、この(案)でご審議を進めてくださいますよう、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本審のスケジュールでございます。

専門部会の進行状況によりますが、8月5日(水)午後3時に第3回(通算第494回)の本審を開催し、ここで奈良県最低賃金の改正額の答申をいただきましたら、同日から8月20日(金)までが異議申出期間となります。

この間に異議申出がなされましたら、8月23日(月)午前10時に第4回(通算第495回)本審である異議審を開催しまして、ご審議をいただき、そこで答申をいただきましたら官報公示の手続きを経まして、10月1日の発行予定となります。以上でございます。

【伊東部会長】

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明につきまして何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見、ご質問がないようですので事務局(案)の日程で今後の審議を進めていきたいと思っております。タイトな日程で審議となりますので、大変申し訳ありませんがよろしくお願い申し上げます。

次に議題(5)「関連資料について」の審議に入ります。これについて事務局から説明をお願い申し上げます。

【藤本室長】

それではご説明をさせていただきます。お配りしました資料No.4から順にご覧いただきたいと思っております。

資料No.4は各種関連指標を一覧表にしたものでございます。

一番左側の表は、令和3年度版最低賃金決定要覧をもとに、事務局で取りまとめました「2020年度地域別最低賃金額」の一覧でございます。

次に、各都道府県人事委員会が取りまとめました「2020年度1人世帯及び4人世帯の1ヶ月あたりの標準生計費」の一覧でございます。

次は、総務省統計局が取りまとめた「2020年度勤労者世帯の消費支出」の一覧でございます。

次は、同じく総務省統計局が取りまとめた「2020年版勤労者世帯の実収入」の一覧でございます。

次は、内閣府経済社会総合研究所が取りまとめた「平成30年度の1人当たりの県民所得」の一覧でございます。

次は、経済産業省の「平成30年の工業統計表・地域別統計表」をもとに、奈良県総務部知事公室統計分析課が取りまとめた「一事業所当たりの製造品出荷額等」の一覧でございます。

一番右端の表は、総務省の平成27年国勢調査報告をもとに、同じく奈良県総務部知事公室統計分析課が取りまとめた「県外就業率」の一覧でございます。

次に資料No.5をご覧ください。

近隣府県を縦軸に置きまして「①地域別最低賃金」、「②標準生計費」、「③勤労者世帯の消費支出」、「④勤労者世帯の家計実収入」、「⑤1人当たり県民所得」、「⑥1事業所当たり製造品出荷額」、「⑦企業規模が5～9人の女子短時間労働者の所定内給与額」、「⑧企業規模計の女子短時間労働者の所定内給与額」、「⑨県外就業率」、「⑩第1次産業、⑪第2次産業、⑫第3次産業の就業者割合」を比較した一覧でございます。

奈良県の置かれている状況が一目で分かる資料でございます。

なお、それぞれの統計の資料の出所は各項目の下の欄のところに書いてあるとおりでございます。

次に、資料No.6でございますが、総務省統計局が取りまとめた消費者物価指数で、「全国の2021年（令和3年）5月分」と「東京都区部の2021年（令和3年）6月分（中旬速報値）」、「奈良市の令和3年5月分」でございます。

これらは国民の生活水準を示す指標の一つとなっているもので、経済政策を的確に推進するうえで重要な指標となっているものでございます。

次に、資料No.7ですが、日本銀行調査統計局が取りまとめた「企業物価指数（2021年6月速報）」でございます。

これは企業間で取引される商品の価格の変動を示す指数で、商品の需給動向を把握し、景気動向・金融政策の判断材料となるものでございます。

資料No.8ですが、本年6月22日に開催されました中央最低賃金審議会「第1回目安に関する小委員会」で配付された資料ございまして、各種統計資料が全国単位、都道府県単位で整理されております。この資料の40頁からは業務統計資料として、昨年度の最低賃金審議会・決定状況や過去十年間の推移を取りまとめたものでございます。

資料No.9は、7月1日に開催された中央最低賃金審議会「第2回目安に関する小委員会」で配付された資料ございまして、令和3年賃金改定状況調査結果、令和2年度の賃金構造基本統計調査の特別集計による賃金分布（地域別最低賃金額、未満率、影響率）や、最新の経済指標の動向などが記載されています。

ここで資料No.9-2をご覧ください。この資料は「生活保護と最低賃金との整合性について」を記したものでございます。

最低賃金法第9条第3項では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と規定されております。そのため、最低賃金と生活保護費の比較の説明資料となっております。

1枚めくった2頁に「生活保護と最低賃金」と題しましたグラフがございます。これは、都道府県別に、令和元年度と令和2年度について、改定の最低賃金と生活保護費を比較したものでございますが、奈良県を含め、全都道府県で最低賃金が生活保護費を上回っていることを示しております。

資料No.10でございますが、7月7日に開催されました中央最低賃金審議会「第3回目安に関する小委員会」で配付された資料でございます。

なお、中央最低賃金審議会の配布資料におきましては、厚生労働省ホームページでご覧いただくことができますので付け加えさせていただきます。以上でございます。

【伊東部会長】

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

特に質問等がないようですので、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、議題(6)「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」に入ります。これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

【藤本室長】

それではご説明いたします。

7月13日に中央最低賃金審議会の「第4回目安小委員会」が開催されましたが、労使の意見の隔たりが大きく、翌7月14日に「第5回目安小委員会」が開催され、使用者側委員の反対はありましたが、公益委員見解を踏まえ、「目安小委員会報告」が取りまとめられました。

そして、この「目安小委員会報告」が7月16日開催の中央最低賃金審議会の本審に報告され、審議の結果、中央最低賃金審議会の会長様から厚生労働大臣あて「答申」がなされました。

当該答申に関する資料は、第493回本審にてすでにお配りしましたので、ここでは割愛させていただきます。以上でございます。

【伊東部会長】

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見、ご質問がないようですので次の議題に移らせていただきます。

それでは、議題(7)「奈良県最低賃金の審議（金額審議）について」に入ります。

先ほど審議し、決定した進め方に従いまして、「本日この後の金額審議以降の審議及び今後開催する専門部会」は「非公開」といたします。

本日お越しいただきました傍聴人の皆様は、大変申し訳ございませんが、ここでご退室いただきますようよろしくお願い申し上げます。

・・・以下非公開・・・